

大個審答申第 108 号  
平成 30 年 3 月 5 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 27 年 7 月 29 日付け大東成保生第 118 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 27 年 4 月 16 日付け大東成保生第 9 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）で開示しないこととした部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 4 月 2 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「開示請求者の生活保護にかかる文書等 1 ケース診断会議記録、面接記録票、保護台帳、保護決定調書、生活指導記録票、ケース記録票 2 受付簿、保護申請処理簿 3 保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書、保護変更申請書、求職活動状況報告書、就労状況明細報告書等保護受給者が作成し又は提出した一切の文書等 4 その他、保護受給者世帯の生活保護に関し作成・編綴された一切の記録」の開示を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 4 月 3 日までの開示請求者の生活保護ケース記録等」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分（以下「本件非開示部分 1」という。）、開示請求者以外の戸籍謄本及び附票並びに住民票（以下「本件非開示部分 2」という。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条照会に係る金融機関からの回答書（以下「本件非開示部分 3」という。）、関係機関との協議の内容（以下「本件非開示部分 4」という。）並びに生活保護記録に記載されている開示請求者の援助方針に係る部分（以下「本件非開示

部分5」といい、本件非開示部分1から本件非開示部分5をあわせて「本件各非開示部分」という。)を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

## 記

条例第19条第2号(平成29年大阪市条例第69号による改正前のもの。以下同じ。)に該当

(説明)

本件非開示部分1及び本件非開示部分2は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第19条第4号に該当

(説明)

本件非開示部分3は、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であり、当該情報の性質上開示しないことが合理的であると認められるため。

条例第19条第5号に該当

(説明)

本件非開示部分4は、本市の機関及び関係機関との間で行われた検討、協議に関する情報であって、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

条例第19条第6号に該当

(説明)

本件非開示部分5は、開示することにより、個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成27年6月26日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第6条第1号に基づき異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

### 第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消し、開示決定を求める。

## 2 異議申立ての理由

(1) 開示された本件情報には、その多くに黒塗りで非開示とされた部分が多く存し、到底非開示事由に該当するとも思えない表紙の経過記録、面接記録票、ケース検討票、ケース記録票、大阪市東成区役所保健福祉課（生活支援）の郵便封筒の記載、照会先金融機関の回答書のみならず回答書書式欄外の不動文字印字部分、入出金履歴票、「生活保護法第 29 条に基づく調査について（回答）」書式の不動文字印字柱書部分、住民票並びに戸籍等の公用書類記載についてまで黒塗りとされている状況である。

(2) 異議申立人が、生活保護法上の処分に対して不服申立てを行っている内容は、異議申立人が収入の申告を怠ったとして生活保護法第 78 条に基づく返還・徴収金を求める決定に対する不服であり、福祉事務所とのやり取りとしてどのようなことをしていたのか、照会先金融機関の回答を受けて異議申立人に報告を求めるなどの手法により問題を未然に防止し得た可能性等を検討する上で上記の黒塗り部分の内容を検討することは不可欠である。

あわせて、上記の不可欠部分以外の黒塗りにについても書式の体裁や明らかに不動文字と分かる記述にも行われており、原則的に開示に付すことが求められている情報開示の趣旨をまったく理解しないものとなっており、およそ非開示とできない部分についてのものであることが明らかであると言わなければならない。

(3) 実施機関は、生活保護法第 29 条に基づく関係機関の調査照会に際し、異議申立人からあらかじめ取得していた「包括的な個人情報取得に関する同意書」を添付し、本人の了解のもと、行っているのであり、調査照会を受けた関係機関も、本人の同意があるから回答しているに過ぎない。

調査に協力する関係先機関は、実施機関の調査照会に対し、本人がその開示に同意していることを確認し、開示しても本人より開示に伴う損害賠償請求権が行使されるリスクがないから開示したものであり、本人にしてみれば実施機関をして開示を行い、関係先機関からは本人の指示のもとに、本人に代えて実施機関に回答しているにすぎず、この関係において、関係先機関が本人への非開示を条件として、実施機関に対してのみ開示提供しているという事実はまったく看取し得ない。

以上のとおり、決して、関係先機関は文書を本人に対して開示しないと条件のもとに実施機関に対して開示しているものではないから、少なくとも本件決定のうち、条例第 19 条第 4 号を根拠として非開示とされた決定は誤りであるから、速やかに是正されるべきである。

## 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 生活保護事務について

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とし、その困窮の程度に応じて必要な保護

を行うものである。

保護の対象となる者は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用すること及び扶養義務者等による扶助を優先することが要件となっている。

このため、生活保護の実施に際して、本人の資産調査及び扶養義務者等による扶助の可能性を調査することが必要となることから、本件情報はこれらの事務に関して収集し、若しくは事務に関する公文書に記載された情報である。

## 2 本件各非開示部分及び本件各非開示部分を非開示とした理由について

### (1) 本件各非開示部分

本件各非開示部分は、次のとおりである。

#### ア 本件非開示部分 1

生活保護受付面接及び申請受理簿のうち、異議申立人以外の個人に関する情報

#### イ 本件非開示部分 2

戸籍謄本及び附票並びに住民票のうち、異議申立人以外の個人に関する情報

#### ウ 本件非開示部分 3

関係先照会決裁書（兼同意書使用決裁書）、生活保護法第 29 条に基づく調査について（回答）、個人市民税調査票のうち、開示しないと条件で法人等から任意に提供された情報、法人等情報及び本市が行う生活保護事務に関する情報

#### エ 本件非開示部分 4

関係機関から実施機関に対する調査依頼書、関係機関から実施機関あての送付用封筒、実施機関が関係機関に提供した異議申立人の生活保護履歴等のうち、関係機関等情報及び生活保護事務に係る調査の情報

#### オ 本件非開示部分 5

ケース診断会議記録票、受付面接記録票、保護台帳、保護決定調書、新規申請調査ケース記録票、保護費算定書、ケース検討票、類型化フローチャート、ケース記録票のうち、「異議申立人の援助方針等」、「異議申立人の評価」、「実施機関等の異議申立人に対しての所見」等に関する情報

### (2) 本件各非開示部分を非開示とした理由

#### ア 本件非開示部分 1 について

生活保護受付面接及び申請受理簿の「No.」、「月日」、「世帯主名」、「地区名」、「丁目」、「世帯」、「処理」、「摘要」欄の異議申立人以外の個人に関する情報は、当該情報の性質上、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、かつ条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報であると判断した。

#### イ 本件非開示部分 2 について

戸籍謄本及び附票並びに住民票は、実施機関が異議申立人の扶養義務者の存否を調査するために職権で取得する、改製原戸籍、全部事項証明、全部証明、住民票の写しで構成されている。

これらの文書に記載されている各情報は、扶養義務者に関する戸籍等の記載事項であり、当該情報の性質上、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、かつ条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報であると判断した。

ウ 本件非開示部分 3 について

関係先照会決裁書（兼同意書使用決裁書）、生活保護法第 29 条に基づく調査について（回答）、個人市民税調査票は、保護の要件を確認するため、生活保護法第 29 条の規定に基づき、実施機関が異議申立人の資産状況を調査する際に作成する文書及び当該調査に対する金融機関等からの回答文書である。

これらの文書には、法人等の「名称」、「所在地」、「電話番号」、「回答者」、「印影」、「回答内容」、「回答番号」の情報が記載されており、これらの情報は、実施機関の要請を受けて、法人等から開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであり、かつ条例第 19 条第 4 号ただし書に該当しないため、条例第 19 条第 4 号に該当する非開示情報であると判断した。

また、本来であれば、本件決定に係る部分開示決定通知書において記載すべき内容であるが、これらの情報を異議申立人に開示すると、関係機関と実施機関との信頼関係を著しく害し、今後、関係機関から情報提供を受けられなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 6 号に該当する非開示情報であると判断する。

エ 本件非開示部分 4 について

関係機関から実施機関に対する調査依頼書、関係機関から実施機関あての送付用封筒、実施機関が関係機関に提供した異議申立人の生活保護履歴等に関する情報は、実施機関と関係機関との間でやり取りした情報であり、異議申立人に開示すると、外部からの干渉等により実施機関と関係機関との間の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、条例第 19 条第 5 号に該当する非開示情報であると判断した。

オ 本件非開示部分 5 について

ケース診断会議記録票、受付面接記録票、保護台帳、保護決定調書、新規申請調査ケース記録票、保護費算定書、ケース検討票、類型化フローチャート、ケース記録票のうち「異議申立人の援助方針等」、「異議申立人の評価」、「実施機関等の異議申立人に対しての所見」に関する情報が記載されており、その内容が異議申立人の認識と異なる場合、開示すると実施機関と異議申立人との間の信頼関係が損なわれ、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第 19 条第 6 号に該当する非開示情報であると判断した。

## 第 5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情

報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な権利を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

## 2 本件情報について

本件情報は、異議申立人に対する生活保護の実施に際して実施機関の職員が作成又は取得した公文書に記録された情報である。

## 3 争点

実施機関は、本件非開示部分1及び本件非開示部分2について条例第19条第2号を、本件非開示部分3について同条第4号及び第6号を、本件非開示部分4について同条第5号を、本件非開示部分5について同条第6号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は本件決定を取り消し、本件各非開示部分を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非開示部分1及び本件非開示部分2の条例第19条第2号該当性、本件非開示部分3の同条第4号及び第6号該当性、本件非開示部分4の同条第5号該当性並びに本件非開示部分5の同条第6号該当性である。

## 4 条例第19条第2号及び同条第4号から第6号の基本的な考え方について

### (1) 条例第19条第2号について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合にお

いて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第 19 条第 4 号について

条例第 19 条第 4 号本文は、実施機関に情報を提供した個人又は法人等が、当該情報について非開示の取扱いとされることに対する正当な期待と信頼を保護するため、「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から提供の依頼があった場合をいい、個人又は法人等の側から、自発的に提供した場合は含まれない。また、「開示しないとの条件」とは、「第三者に提供しない」等の記載があるなど、明示のものに限られる。さらに、「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、「当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」とは、通常の慣行に照らして、開示しないことに客観的かつ合理的な理由があるものであると解される。

(3) 条例第 19 条第 5 号について

条例第 19 条第 5 号は、行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報は、行政として最終的な意思決定がなされる前の未成熟なものであるため、開示すると外部からの干渉等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるほか、市民の間に無用の誤解や混乱が生じ、あるいは不正な投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるおそれが否定できないとの考えのもとに、開示することの必要性を考慮しても、なお、行政の適正な意思決定に対する支障が生ずるおそれがある場合を限定して、それぞれの場合に「不当に」という要件を付加した上で開示しないことができると規定している。

この「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報をいい、これらの審議、検討又は協議を行うために必要な調査研究、企画、調整等を含むものと解される。

また、「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の内容、性質に照らし、検討段階にある情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、行政の適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることをいうものと解される。

(4) 条例第 19 条第 6 号について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

#### 5 本件非開示部分1の条例第19条第2号該当性について

実施機関は、本件非開示部分1について、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当すると判断し、条例第19条第2号に該当することを理由として、黒く塗りつぶした上で異議申立人へ開示している。

しかしながら、当審議会において本件非開示部分1を実際に見分したところ、本件非開示部分1は、「生活保護受付面接及び申請受理簿（平成26年2月）」に記載された異議申立人以外の個人に係る「No.」、「月日」、「世帯主名」、「地区名」、「丁目」、「世帯」、「処理」及び「摘要」欄に記載された情報であることから、本件非開示部分1はそもそも異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないものであった。

したがって、本件非開示部分1の条例第19条第2号該当性については、判断しない。

なお、このように、文書等に開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しない部分があるときは、実施機関において当該部分に白い紙を貼るなどして複写し、当該部分が非開示部分ではなく、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないことが明確になるよう区別すべきである旨を申し添える。

#### 6 本件非開示部分2の条例第19条第2号該当性について

##### (1) 本件非開示部分2の条例第19条第2号本文該当性及びに同号ただし書イ及びウ該当性について

本件非開示部分2は、実施機関が異議申立人の扶養義務者の存否を調査するために職権で取得した異議申立人以外の個人に係る戸籍の全部事項証明、改製原戸籍謄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し（以下「戸籍全部事項証明等」という。）に関する情報であることから、条例第19条第2号本文に該当し、その性質上、同号ただし書イ及びウに該当しない。

##### (2) 本件非開示部分2の条例第19条第2号ただし書ア該当性について

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項は、「戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者…を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本…又は戸籍に記載した事項に関する証明書…の交付を請求することができる。」と規定している。

また、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条は、「住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し…の交付を請求することができる。」と規定し、同法第20条第1項は、「戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されて

いる戸籍の附票…を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。」と規定している。

当審議会において本件非開示部分2を実際に見分したところ、異議申立人は、戸籍法第10条第1項、住民基本台帳法第12条及び第20条第1項の規定に基づき本件非開示部分2に係る異議申立人以外の個人に係る戸籍全部事項証明等を請求することができる者に該当するとは認められなかった。

また、戸籍法第10条の2、住民基本台帳法第12条の3及び第20条第3項は、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために確認する必要がある者は、個人の戸籍に記載した事項に関する証明書、住民票の写し及び戸籍の附票を請求することができる旨、規定しているが、異議申立人がこれらの規定に基づき、本件非開示部分2に係る異議申立人以外の個人に係る戸籍全部事項証明等を請求したとしても、その目的によっては必ずしも取得できない場合があると解される。

したがって、本件非開示部分2が条例第19条第2号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとまでは認められない。

## 7 本件非開示部分3の条例第19条第4号及び第6号該当性について

### (1) 本件非開示部分3について

当審議会において本件非開示部分3を実際に見分したところ、本件非開示部分3は次の情報から構成されていた。

ア 実施機関が異議申立人の保護の要件を確認するために行った個人市民税に係る調査に関する文書に記載された調査先の地方公共団体の名称やその部署、当該地方公共団体からの回答内容に係る情報（以下「個人市民税関係情報」という。）

イ 実施機関が異議申立人の保護の要件を確認するために行った預貯金に係る調査に関する文書に記載された調査先の金融機関の名称や調査項目、当該金融機関からの回答内容に係る情報（「以下「金融機関関係情報」という。）

### (2) 個人市民税関係情報の条例第19条第4号及び第6号該当性について

#### ア 個人市民税関係情報の条例第19条第4号該当性について

条例第19条第4号本文は、「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

ここで、「法人等」について、条例第2条第6号は「法人その他の団体（国、独立行政法人等…、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」と規定しており、地方公共団体は「法人等」には該当しない。

したがって、個人市民税関係情報は、明らかに条例第19条第4号に該当しない。

#### イ 個人市民税関係情報の条例第19条第6号該当性について

実施機関は、前記第4の2(2)ウにおいて、個人市民税関係情報を開示すると、実施機関と当該地方公共団体との間の信頼関係が損なわれ、今後、当該地方公共

団体から情報提供が受けられなくなる等、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとして、条例第 19 条第 6 号に該当する旨主張しているが、個人市民税関係情報は、生活保護法第 29 条に基づく調査に対する回答であること、個人市民税の申告の有無等の単なる事実に係る情報に過ぎないことから、これを異議申立人に開示したとしても、実施機関と当該地方公共団体との間の信頼関係が損なわれるとは認められず、個人市民税関係情報は条例第 19 条第 6 号に該当しない。

(3) 金融機関関係情報の条例第 19 条第 4 号及び第 6 号該当性について

ア 実施機関によると、実施機関が生活保護を実施するに際しては、生活保護申請者（以下「申請者」という。）の資産調査を必ず行うとのことであり、生活保護申請の際に、申請者から徴する「資産申告書」により申告のあった金融機関だけではなく、それ以外の金融機関に対しても調査を行っているとのことであった。

イ 実施機関は、前記第 4 の 2 (2) ウにおいて、金融機関関係情報を開示すると、実施機関と金融機関との間の信頼関係が損なわれ、今後、金融機関から情報提供が受けられなくなる等、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとして、条例第 19 条第 6 号に該当する旨主張しているが、金融機関関係情報は、生活保護法第 29 条に基づく調査に対する回答であること、預貯金の有無等の単なる事実に係る情報に過ぎないことから、これを異議申立人に開示したとしても、実施機関と金融機関との間の信頼関係が損なわれるとは認められない。

ウ しかしながら、申請者から徴した「資産申告書」により申告のあった金融機関以外の金融機関に対する調査に関する情報については、平成 29 年 3 月 17 日付け大個審答申第 90 号において、当該調査が通常どの申請者に対しても同様の流れで行う事務であり、実施機関が今後も同様の流れで申請者に係る資産調査を行うことを踏まえると、一旦、当該調査に関する情報が開示されると、それにより実施機関における調査の手法等をはじめとした資産調査の全貌が明らかになってしまっておそれがあり、申請者が財産の隠蔽や処分等を行うことが容易となる相当の蓋然性が認められることを理由に当審議会として条例第 19 条第 6 号に該当すると判断しているところである。

したがって、大個審答申第 90 号における当審議会の判断と同様に、金融機関関係情報のうち異議申立人から徴した「資産申告書」により申告のあった金融機関以外の金融機関に対する調査に関する情報は、条例第 19 条第 6 号に該当する。

ただし、当該調査に関する情報のうち、実施機関が金融機関へ照会を行った年月日及びその文書番号を記載したに過ぎない部分は、これを異議申立人に開示したとしても、実施機関の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、当該調査に関する情報のうち、実施機関が金融機関へ照会を行った年月日及びその文書番号を記載したに過ぎない部分は、条例第 19 条第 6 号に該当しない。

なお、当該調査に関する情報のうち、金融機関が異議申立人以外の申請者についてもあわせて回答したもののうち、異議申立人以外の申請者に係る部分は、上

記5と同様に、そもそも異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないものであることから、当該部分の条例第19条第6号該当性については、判断しない。

エ 他方、金融機関関係情報のうち、生活保護申請の際に異議申立人から徴した「資産申告書」により申告のあった金融機関に対する調査に係る情報については、単に異議申立人から申告のあった金融機関に対する調査及びその回答に係る情報に過ぎないことから、当該金融機関の印影を除いて、当該情報は条例第19条第6号には該当せず、また、当該情報の性質から、条例第19条第4号に該当しないことは明らかである。

なお、当該金融機関の印影は、条例第19条第3号本文に該当し、その性質上同号ただし書に該当しない。

オ なお、実施機関は、金融機関関係情報のうち異議申立人から徴した「資産申告書」により申告のあった金融機関以外の金融機関に対する調査に関する情報の条例第19条第4号該当性を主張しているが、当該情報の開示の可否に係る当審議会の判断は上記のとおりであるから、当該情報の条例第19条第4号該当性については、判断しない。

#### 8 本件非開示部分4の条例第19条第5号該当性について

(1) 本件非開示部分4の条例第19条第5号該当性について、実施機関へ改めて確認したところ、次のとおりであった。

ア 本件非開示部分4を異議申立人に開示したとしても、実施機関の意思決定の中立性が損なわれるおそれはなかったものの、関係機関の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断し、本件非開示部分4を非開示とした。

イ 本件決定を行うに際して、本件非開示部分4を異議申立人に開示した場合に、実際に関係機関の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるか否かについて、関係機関に確認を行っていなかった。

ウ 本件異議申立てを受け、関係機関へ確認したところ、本件非開示部分4を異議申立人に開示したとしても、関係機関の意思決定の中立性が損なわれるおそれはないとの回答があった。

(2) 以上を踏まえると、本件非開示部分4を異議申立人へ開示したとしても、実施機関又は関係機関の意思決定の中立性が損なわれるおそれは認められず、本件非開示部分4は条例第19条第5号に該当しない。

#### 9 本件非開示部分5の条例第19条第6号該当性について

(1) 本件非開示部分5について

当審議会において本件非開示部分5を実際に見分したところ、本件非開示部分5は次の情報から構成されていた。

ア ケース診断会議記録票、受付面接記録票、保護台帳、保護決定調書、新規申請調査ケース記録票、保護費算定書、ケース検討票、類型化フローチャート、ケース記録票のうち異議申立人の援助方針等、異議申立人の評価及び実施機関等の異議申立人に対しての所見に関する情報（以下「生活保護情報1」という。）

イ 異議申立人の生活保護費の返還について実施機関が検討した内容に関する情報  
(以下「生活保護情報2」という。)

ウ 異議申立人について、異議申立人以外の個人から聞き取った内容に関する情報  
(以下「生活保護情報3」という。)

(2) 生活保護情報1の条例第19条第6号該当性について

実施機関に改めて確認したところ、生活保護制度においては、被保護者とケースワーカー等との良好な人間関係を構築した上で、被保護者の自立を支援していくことが重要であり、そのため、ケースワーカー等は、ケースワークの援助技術として受容的な態度で指導を行う一方で、被保護者（世帯）の実情を明らかにし処遇方針や保護決定の根拠を示す必要があり、したがって、ケースワーカー等は、被保護者に対する評価等をケース記録票等に率直に記載するものである以上、当該記載は被保護者自身の所感と異なる場合もあり得ることから、生活保護情報1を被保護者へ開示した場合、被保護者に無用の不信感や感情的な反発を生じさせることになり、事務の性質上、被保護者に対する支援のみならず、将来の生活保護事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

これに鑑みれば、生活保護情報1は、確かにケースワーカーが異議申立人に対する生活保護の実施に関し適正な判断を行うために、異議申立人に対する評価、判定及び所見を率直に記載しており、これを開示すると、異議申立人が実施機関に不信感を抱き、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることから、生活保護情報1は、条例第19条第6号に該当する。

(3) 生活保護情報2の条例第19条第6号該当性について

実施機関によると、実施機関は異議申立人に対して生活保護費の返還を求める決定を既に行っているとのことであった。

これを踏まえると、異議申立人の生活保護費の返還について実施機関が検討した内容に関する情報である生活保護情報2を異議申立人へ開示したとしても、実施機関が前記第4の2(2)オに記載のとおり主張する、実施機関と異議申立人との間の信頼関係が損なわれ、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

(4) 生活保護情報3の条例第19条第6号該当性について

生活保護情報3について、改めて実施機関へ確認したところ、生活保護情報3は異議申立人以外の個人から聞き取った内容を記載したものであり、生活保護情報3が条例第19条第6号に該当するとの実施機関の判断は誤りであり、正しくは条例第19条第2号に該当することを理由に非開示とすべきであったとのことであった。

当審議会において生活保護情報3を実際に見分したところ、生活保護情報3は、確かに異議申立人以外の個人から聞き取った内容が記載されたものであることから、条例第19条第2号本文に該当し、また、その情報の性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

10 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 小林邦子

別表 開示すべき部分

1 個人市民税関係情報
2 金融機関関係情報のうち、生活保護申請の際に異議申立人から徴した「資産申告書」により申告のあった金融機関以外の金融機関に対する調査に係る情報のうち、実施機関が金融機関へ照会を行った年月日及びその文書番号を記載したに過ぎない部分
3 金融機関関係情報のうち、生活保護申請の際に異議申立人から徴した「資産申告書」により申告のあった金融機関に対する調査に係る情報（ただし、当該金融機関の印影を除く）
4 本件非開示部分 4
5 生活保護情報 2

(参考) 調査審議の経過 平成 27 年度諮問受理第 97 号

年 月 日	経 過
平成 27 年 7 月 29 日	諮問書の受理
平成 28 年 3 月 22 日	実施機関から意見書の收受
平成 28 年 7 月 8 日	異議申立人から意見書の收受
平成 29 年 3 月 8 日	調査審議
平成 29 年 3 月 24 日	調査審議（実施機関の陳述）
平成 29 年 6 月 15 日	調査審議（異議申立人の口頭意見陳述）
平成 29 年 10 月 16 日	調査審議
平成 29 年 12 月 26 日	調査審議
平成 30 年 1 月 22 日	調査審議
平成 30 年 3 月 5 日	答申